

事業者指導状況（令和7年度上半期）

1 条例に基づく調査指導等

札幌市消費生活条例に基づき、不当な取引行為を行っている疑いがある「電気通信事業者」2社、「水回り修繕業者」、「リフォーム事業者」に対し調査を行っている。

2 消費者トラブル拡大防止に向けた取組

(1) 電気通信事業者 4事案

「通信キャリア3社」及び「光回線事業者1社」に対して、本市消費者センターに寄せられた消費者相談のうち相談件数の多い携帯ショップや相談類型について情報提供することにより、販売代理店への指導など自主改善を促す取組を実施した。

(2) 速やかな初期対応 3事案

条例による調査指導は時間を要するため、事案が軽微で改善が見込まれる事案について速やかに消費者被害の拡大防止を図るため、「電気通信事業者」2社、「水回り修繕業者」に対して、電話などで注意喚起を実施した。

(3) 他機関への情報提供

特定商取引に関する法律等を管轄している北海道庁等と、日頃から不当な取引行為を行う事業者の情報を共有することにより、消費者被害の拡大防止に向けた連携を行っている。